

事務連絡
令和6年3月26日

指定居宅介護支援事業所 管理者様

邑智郡総合事務組合

介護保険課長

居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の提出について（通知）

平素から、介護保険事業の運営につきましては、格別のご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、居宅介護支援事業所は、毎年度前期及び後期の期間内に策定された居宅サービス計画について、特定事業所集中減算の算定手続きを行う必要があります。

つきましては、別添の「居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて」に基づいた算定の結果、紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数の占める割合が80%を超えた場合には、下記のとおり必要書類を提出してください。

なお、80%を超えていない事業所については提出の必要はありませんが、算定の根拠となった資料及びチェックシート（様式1）については、最低5年は保存してください。

記

1. 判定期間

- ・令和6年度前期分（令和6年3月1日から令和6年8月31日）
- ・令和6年度後期分（令和6年9月1日から令和7年2月28日）

2. 特定事業所集中減算の対象サービス

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

3. 提出期限

判定期間終了日の翌月15日

※期限に間に合わない場合はご一報ください。

4. 提出先及び提出方法

〒696-0001 邑智郡川本町大字川本 332-15

邑智郡総合事務組合 介護保険課 宛まで、メール又は郵送にて提出

以上

居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

邑智郡総合事務組合介護保険課

1 特定事業所集中減算における様式等について

- (1) 特定事業所集中減算判定様式は、別添「様式1」及び「様式2」とする。
なお、事業者において、これに準ずる様式により作成することは差し支えない。
- (2) 管理者あて届出書及び正当な理由についての申請書は、別添「様式3」及び「様式4」とする。
- (3) 「様式1」は、毎月作成すること。
- (4) 「様式2」は、判定期間（前期3月～8月、後期9月～翌2月）の翌月15日までに作成すること。
※判定期間の中途に指定した事業者については、指定日から判定期間満了日までを判定期間とする。
- (5) 「様式2」により判定した結果、紹介率最高法人の紹介率が80%を超える場合には、判定期間の翌月15日までに、「様式3」を作成し、邑智郡総合事務組合介護保険課へ提出すること。
- (6) 正当な理由がある場合は、「様式3」に合わせて「様式4」を、正当な理由であることを示す挙証資料（「様式5」又は「様式6」）を添付して提出すること。
- (7) 判定様式は、判定期間後の算定期間が完結してから2年間保存しなければならない。

2 判定した割合が80%を超えた場合の正当な理由の範囲について

正当な理由の範囲は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合とする。

ただし、次に掲げる事項について形式的な要件を満たしたことのみをもって、正当な理由として認めるものではなく、利用者へのサービス提供状況等の実態とあわせて、個別に判断することとする。

また、その他の理由がある場合についても、個別に判断することとする。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象サービスとなる指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所（以下「指定居宅サービス事業所等」という。）が、各サービスごとでみた場合に5事業所未満であるため、特定の事業者に集中していると認められる場合。
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者又は特別地域加算推薦対象地域に所在する事業者であって、居宅サービス計画を作成した利用者の居住地が、特定地域加算地域内と特別地域加算推薦対象地域内であるものを合計した割合が90%以上であるため、特定の事業者に集中していると認められる場合〔特別地域加算推薦対象地域〕…当該減算の正当な理由の範囲にのみ適用
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合

この場合、居宅介護支援事業者は、正当な理由に認定するための申請書に「様式5」を添えて提出

するものとし、当該利用者の居宅サービス計画数及び指定居宅サービス事業所等の数を差し引いて算出した紹介率最高法人の占める割合が80%以下でなければならない。

例えば、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けているもの。

⑥ 次に該当する場合等、正当な理由と管理者が認めた場合

ア 地域包括支援センターから依頼された困難事例を受け入れたために、集中したと認められる場合（困難事例を除外すると80%以下となる場合）

イ 居宅介護支援事業者が適切なケアマネジメントを実施し、利用者のニーズ、解決すべき課題、課題の解決のための支援ができる指定居宅サービス事業所等を検討した上で、当該指定居宅サービス事業所等を位置付けることが適切であると判断した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合

この場合、居宅介護支援事業者は、通常の事業の実施地域内等における指定居宅サービス事業所等のサービス内容等を利用者及びその家族に適切に情報提供した上で、利用者の指定居宅サービス事業所等に関する希望を勘案した結果、当該指定居宅サービス事業所等を選択したことが分かるよう、正当な理由に認定するための申請書に「様式6」を添えて提出すること。